

都市工学科教授
皆川 勝

技術者倫理

第1回 倫理、法、社会構造、技術の発展

1.1 倫理・道徳の歴史・概念

- 社会の秩序を守るルール：規律・礼儀・道徳・倫理
- 原始社会における宗教の規範
- 以降の社会における宗教・倫理・法律の分類
 - 17条憲法（聖徳太子）
 - 御成敗式目（鎌倉幕府）
 - 武士道（武家諸法度、公事方御定書）
 - 5か条のご誓文、教育勅語（明治政府）
 - 明治から戦前までの修身教育
 - 戦後の「修身」否定
 - 昭和30年代に道徳教育導入

17条憲法（聖徳太子）

- 一に曰く、**和**（やわらぎ）を以て貴しと為し、
- 二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏（ほとけ）・法（のり）・僧（ほうし）なり。
- 四に曰く、群臣百寮（まえつきみたちつかさつかさ）、**礼**を以て本とせよ。
- 六に曰く、悪しきを懲らし**善**（ほまれ）を勧むるは、古の良き典（のり）なり。
- 十五に曰く、**私を背きて公に向く**は、是臣が道なり

御成敗式目（鎌倉幕府）

- 第1条：「神社を修理して祭りを大切にすること
- 第12条：「悪口（あっこう）の罪について」
- 第19条：「忠実を装い財産を与えられた家来が、主人死亡の後に態度を変えた場合について」
- 第21条：「妻や妾（めかけ）に相続した土地の離別後のあつかいについて」
- 第34条：「人妻と密懐（びっかい）することの禁止」

武家諸法度

- × 武芸や学問を嗜む（たしなむ）こと。
- × 新たに築城することは厳禁する。
- × 諸国の藩主や領主は私闘をしてはならない。
- × 儉約を心掛けること。
- × 道路、駅の馬、船や橋などを途絶えさせることはせず、往来を停滞させてはならない。

5か条のご誓文

- × 広く会議ヲ興シ**万機公論**ニ決スヘシ
- × 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸*¹ヲ行フヘシ
- × 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦（アグ）マサラシメン事ヲ要ス
- × 旧来ノ陋習*²（ロウシュウ）ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- × 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

*1 国家の秩序を整え治めること。 *2 悪習

倫理と道徳

- × 倫理(Ethics)：倫理学、倫理的規範
- × 道徳(Moral)：倫理的規範に基づいた行動
- × 倫理・道徳：時代によって変わる。
 - + 新しい文化→新しい倫理行動規範→守らないものへの罰則のため法整備
- × 応用倫理：個人が順当な価値観に基づいて適正に判断能力を持つことが求められる。

1.2法と倫理・道徳

- ・ 法は他律的（heteronomy）規則：制裁によって人の外面的行為を律する。
- ・ 倫理は自律的（autonomy）規範：個人の心を内面的に律する。

「法律は倫理の最低限界」

法律
(他律的)

倫理
(自律的)

1.3現代の社会構造

共同社会

- 農業中心
- 未分化
- 相互協調
- 基盤形成に重点
- 行政指導型役所
- 護送船団方式

利益社会

- 工業、金融、サービス
- 細分化・専門化
- 相互独立
- 生活形成に重点
- 事後処理型役所
- 自己責任方式

個人主義、希薄な人間関係、産業構造の変化
→倫理的な問題が生じやすい。

1.4 20世紀後半の技術・産業の発展

技術の進展

追いつかない
倫理規範

経済システム

社会構造の変化に伴い、倫理規範も変化するべきだが

- 1945-1960：個別の科学礼賛（車、ラジオ、衛星）
- 1960-1975：プロジェクトの時代（公害、アポロ、成長の限界）
- 1975-2000：ハイテクの時代（IC,貿易戦争、冷戦解体）
- 2000以降：IT革命、バイオ革命

科学技術開発の牽引力は軍事

- 飛行機開発
- 核開発
- 宇宙開発
- 軍事用GPS衛星

- 大型旅客機
- 原子力発電
- 衛星放送
- 民生用GPS

国威発揚と軍事的優位維持
→膨大な国家予算獲得・開発
→一部を民生に利用

1.5 工学/技術者倫理の芽生え

技術進展による便利で豊かな社会の実現

大量生産・大量消費・大量廃棄の拡大

持続可能でない社会への気づき

安全福祉の供給者であるエンジニアが
加害者になる事態も

多様な要因と倫理の再構築

- 組織の拝金主義
- 意思決定過程が不明確
- 組織の中の個人の振る舞いが予測不能
- セクショナリズムの横行
- コミュニケーション不足
- 馴れ合い・惰性

置き去りにされた倫理・行動規範の再構築

使命の理解/価値明確化・倫理問題識別力・
判断基準の実践的習得・判断力